

茅ヶ崎市立松浪中学校いじめ防止基本方針

令和6年4月更新

はじめに

いじめは、人間として大変卑劣な行為であり、決して許されるものではありません。いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

しかしながら、いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりえることであり、被害、加害のいずれにも、なり得るものであることを私たちは、十分に認識しなければなりません。

私たちはどのような理由があろうと、いじめは決して許されない行為であることを基本に据えて、学校・警察・地域・家庭が密接に連携し、いじめ防止対策を計画的に推進しなければなりません。

松浪中学校の全ての子どもたちが安心して生活できる学校を目指し、「松浪中学校いじめ防止基本方針」を策定します。

1 いじめの防止等に関する基本理念

(1) いじめ防止に関する基本的な姿勢

大人の価値観の多様化や希薄な人間関係の中で、いじめは深刻な社会問題となっている。松浪中学校においても、表面的に見えにくい部分でのいじめ問題は、重要な課題のひとつである。

学校は全ての生徒にとって、安全で安心して生活できる学びの場所でなければならないことを全ての職員が強く認識しなければならない。私達は、全ての生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの防止等のための対策を行い、授業や教育活動の全てをとおして、心身ともに健全な生徒の育成を図っていく。

(2) いじめ防止に向けた方向性

全ての職員は、いじめ防止に向け、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように指導すると共に、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めるよう指導する。

しかし、いじめは、生徒の努力だけで解決することは難しく、時間の経過に伴ってエスカレートしていく傾向もある。教師は生徒の気持ちに寄り添い、教育委員会・地域・家庭その他の関係者との連携の下、「いじめのない安心できる学校をつくるための共同体」となるよう働きかけていく。

学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組み

- ・各学年、学級では、自分と違う他者理解に努め、温かな聴き方、支え合いができる集団づくり、風土づくりを行う。
- ・教師と生徒、生徒間の好ましい人間関係と信頼関係を深めるため、生徒と係わる時間を多くするよう努める。
- ・授業規律と授業研究を通じた質の高い授業の取組を行う。
- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培うため、各教科・道徳・学活を含めたすべての教育活動で道徳教育の充実を図る。
- ・「いじめ」に関する校内研修を実施し、いじめへの対応に関わる職員の資質向上を図る。また、職員会議等を通じて共通理解を図り、組織として未然防止に取り組む。

- ・生徒が自主的に行ういじめ防止に関する生徒会活動（学級委員による活動、生活委員によるいじめ・暴力撲滅キャンペーン、各委員によるあいさつ運動等）への支援を行う。
- ・生徒が主体となっていじめの未然防止に向けた活動を実施する。
- ・地域との交流活動や地域ボランティア活動を通して、地域の大人との関わりの中で、生徒の自己有用感や自尊感情を育成する。

(2) いじめの早期発見のための取組み

- ・生徒アンケートによる実態把握や教育相談体制の整備
 - ① 生徒の生活実態についてのアンケート調査の実施（6月、10月、1月）
 - ② 定期的な教育相談の実施（6月、1月）、個別面談の実施（10月）
- ・相談窓口の周知及び相談体制の整備
こころの教室等、相談窓口の周知により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守る。相談・通報のあった事案は、「いじめ防止対策委員会」を通して情報共有に努める。
- ・担任によるチェックリストの活用
定期的にいじめ早期発見のためのチェックを行い、生徒の様子をきめ細かく観察する。
- ・校舎内パトロール
昼休みパトロールや次の時間が空いている職員は、校舎内を巡回しながら職員室にもどり、生徒の状況把握に努める。

(3) いじめの早期解決のための取組み

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせる。事実確認ができたならチームで共有し、組織として対応する。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をする。個人的解釈を交えず、経緯と事実を伝え、保護者の話は丁寧に聴きとる。
- ・いじめを受けた生徒に対する支援といじめを行った生徒に対する指導及びその保護者への助言を継続的に行う。生徒を育てる視点を大切に助言に努める。
- ・生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じる。
- ・いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ・はやしたてたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導する。
- ・いじめの当事者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、茅ヶ崎市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(4) インターネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込みなどについては、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害などがあった場合、プロバイダに対して速やかに情報発信停止、削除を求めるなど必要な措置を講じる。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに教育委員会や警察へ通報し、適切に援助を求める。

学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。また、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行う。

3 いじめ防止等対策のための組織

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置し、学期に1回程度開催する。ただし、いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催する。

(1) 「いじめ防止対策委員会 A」の構成

①：校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導担当、特別支援担当、養護教諭

②：校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導担当、特別支援担当、養護教諭、スクールカウンセラー、心の教育相談員

*検討事項や事案内容に応じて、当該生徒の学級担任や学年職員、部活動顧問等、関係者を招集して、拡大委員会を開催する。

(2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討
- ・基本方針に基づく取り組みの実施
- ・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報の窓口
- ・いじめに関する情報収集及びいじめ事案の共有
- ・緊急会議の開催及び、いじめの判断といじめ事案への対応検討・決定・報告
- ・毎月の認知件数の報告及び対応についての確認
- ・保護者との連携等の取り組みへの支援

4 重大事態への対処

次にあげる場合には、その事態（以下「重大事態」という）に対処し、茅ヶ崎市教育委員会と協議の上、速やかに「いじめ防止対策委員会」を設け、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う等、迅速に対応する。

生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような場合には、直ちに警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとる。重大事態が発生した場合、教育委員会へ事態発生について報告する。

また、いじめにより相当の期間（年間30日）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたときに関しても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

(1) 「いじめ防止対策委員会 B」の構成

校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導担当、特別支援担当、養護教諭、スクールカウンセラー、心の教育相談員、SSW

*検討事項や事案内容に応じて、当該生徒の学級担任や学年職員、部活動顧問等、関係者、教育委員会を招集する。

*構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

(2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明及び精神的なケア
- ・いじめをした生徒やその保護者に対する指導、措置
- ・いじめの再発を防止するための取り組みに関すること
- ・茅ヶ崎市教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

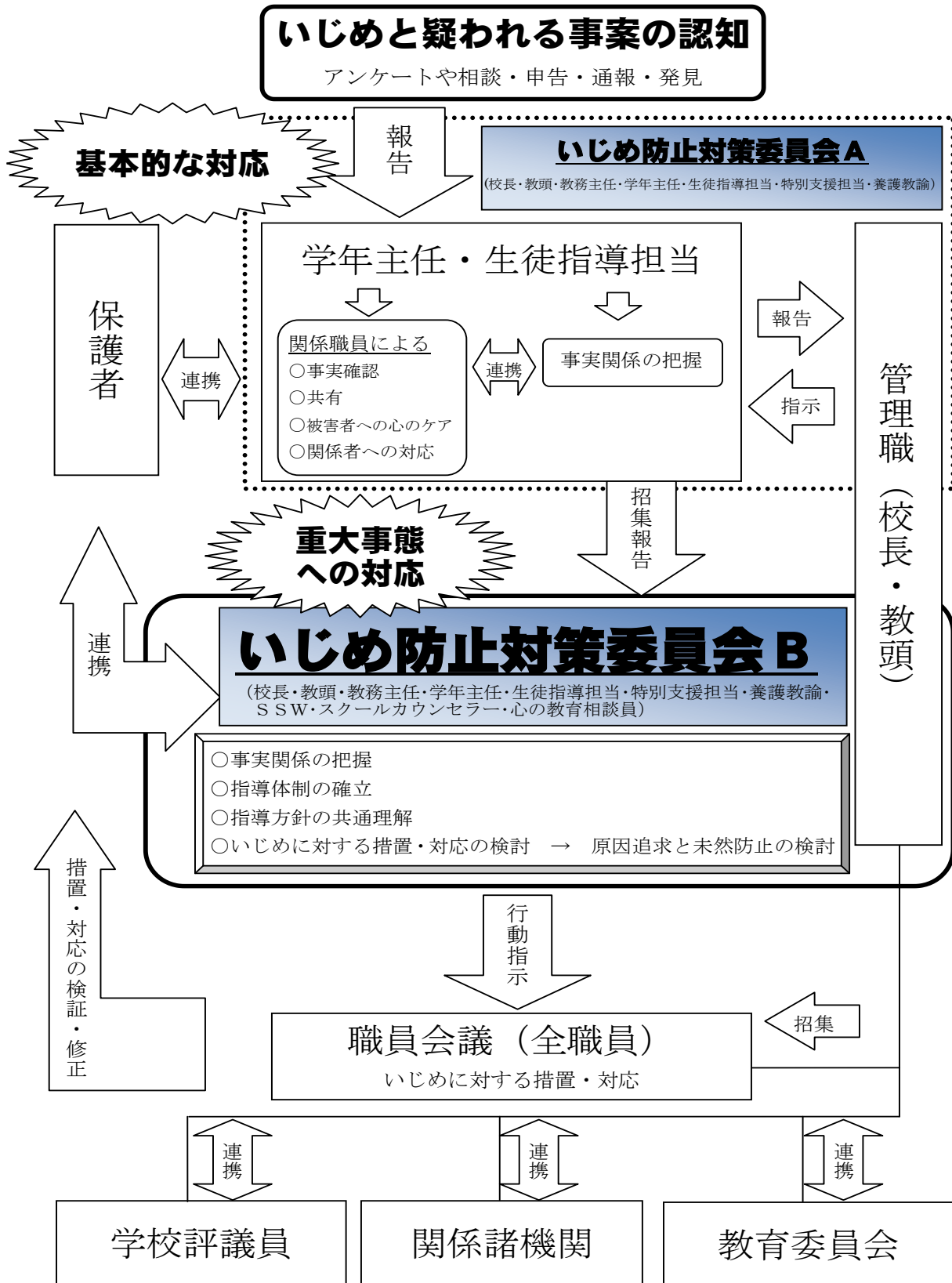
5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の3

3点を学校評価項目に加え、適正に自校の取り組みを評価します。

- ・いじめの早期発見に関する取り組みに関すること
- ・いじめの再発防止に関する取り組みに関すること
- ・安心・安全な学びの環境作りに関すること

6 校内組織図（指導・報告体制）



*いじめ事案の内容によって学校が必要と認めたときは、所轄警察署に相談・通報し連携する。